

学校感染症による出席停止と診断・治癒報告書の提出について

岐阜県立関特別支援学校

学校感染症に罹患された場合は、学校保健安全法の規定に基づき、感染拡大を防ぐため、出席停止の措置を講じます。出席停止期間の基準につきましては、下記「学校感染症の種類と出席停止の基準」を参照してください。つきましては、学校感染症にて欠席される場合は、下記のことについて、ご理解とご協力をお願いいたします。

- (1) 学校感染症と診断された場合、必ず学校へ連絡してください。
- (2) 学校感染症診断・治癒報告書（当校の様式）に必要事項を記入し、出席停止を終えた登校初日に提出してください（後日でも構いません）。なお、報告書は学校から保護者へお渡しをしますが、当校のホームページからもダウンロードすることができます。

<学校感染症の種類と出席停止の基準>

令和5年5月8日～

第1種	※1	治癒するまで
第2種	インフルエンザ （鳥インフルエンザH5N1を除く）	発症した後（*発熱した日を0日目とカウントする）5日を経過し、かつ、解熱した後（*解熱した日を0日目とカウントする）2日を経過するまで
	新型コロナウイルス （病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る）	発症した後（*発症日を0日目とカウントする）5日を経過し、かつ、症状が軽快した後（*症状が軽快した日を0日目とカウントする）1日を経過するまで ※無症状の感染者の場合は、検体を採取した日を発症日とする。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
第3種	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
その他の感染症 ※2		

※1 第1種学校感染症の種類 …エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）など。

※2 第3種（その他の感染症）…溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎

令和 年 月 日

岐阜県立関特別支援学校長 様

学校感染症診断・治癒報告書

下記のとおり、医療機関にて学校感染症と診断され、治癒し、登校が可能となりましたので報告します。

記

児 童 生 徒 名	部 年 組 氏名
保 護 者 名	
診 断 名	
受 診 医 療 機 関 名	
医師に診断された日	月 日
学校を欠席した期間	※出席停止期間に基づき、医師から登校を控えるように指導された期間 月 日から 月 日まで (日間)

※この報告書は担任に提出してください。(担任→養護教諭)